

富山市いじめ防止基本方針

令和5年8月

富山市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等の対策の基本方針	
(1) いじめの防止等の対策の基本理念	1
(2) いじめの定義	1
(3) いじめの防止等の対策の責務	3
(4) いじめの理解	3
2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み	
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対応	6
3 いじめの防止等の対策の学校の取り組み	
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	8
(2) いじめの防止等の対策のための学校組織の設置	9
4 重大事態への対処	
(1) 重大事態の発生と調査	10
(2) 調査結果の提供及び報告	12
5 いじめ防止に関するその他の事項	
(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について	14
(2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について	14
(3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について	14
(4) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて	14
6 いじめが起こったときの組織的対応の流れ	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市教育委員会は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 1 2 条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「富山市いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめの防止等の対策の基本方針

(1) いじめの防止等の対策の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒にかかわる問題であるという認識に立ち、児童生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを児童生徒が十分理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(2) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条。以下、枠内は法の条文。）

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活

動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。

- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味します。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※ いじめの態様の例

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

（「いじめ防止等のための基本的な方針」＜平成25年10月11日文科科学大臣決定（平成29年3月14日改訂）＞を参照。以下「国の方針」という。）

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪をもってのみで終わるものではありません。被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童生徒と他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

(3) いじめの防止等の対策の責務

① 富山市教育委員会は、基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のために必要な措置を講ずる責務があります。

② 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があります。

③ 保護者は、子の教育について第一義的責任があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めます。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。さらに、保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認

識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み

(1) いじめの防止

① 学校の教育活動を通じた取り組み

- 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童生徒及び保護者に示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- 児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- 道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習や立山登山等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させます。
- 朝の読書活動、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設けます。
- いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童生徒の人権意識の向上を図ります。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- いじめを受けている児童生徒が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- 児童会・生徒会活動等、児童生徒による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組ませ、自己指導能力を育てます。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要があります。
- 学校として「特に配慮が必要な児童生徒※」については、日常的に当該

児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。

※ 特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながるの児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災等により、被災した児童生徒等。

- ・ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

② 市教育委員会の施策による取り組み

- ・ いじめをはじめとする生徒指導に係る体制等の充実のため、教諭・養護教諭、カウンセリング指導員等の教職員の適切な配置を行います。
- ・ いじめの未然防止に当たるため、現在、各小・中学校に配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、心理、福祉等の専門性をもった人材を確保し、適切に配置します。
- ・ 富山市教育センターに配置された臨床心理士等による教育相談等、いじめ相談体制の整備・充実を図ります。
- ・ いじめ対策が専門的知識に基づき、適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- ・ 教員の人権意識の質的な高まりを目指し、市内全教員を対象とした人権教育に関する研修を実施します。
- ・ 警察、児童相談所等関係機関、関係部局との連携を図りながら、いじめ防止のための活動を推進します。
- ・ インターネット等によるいじめの実態を明らかにした資料を用いて、児童生徒、保護者、地域に対して、いじめ防止の啓発を行うとともに、県や他市町村でのいじめネットパトロールで発見された情報から、本市の児童生徒に関係する情報が円滑に共有されるように連携を図ります。
- ・ 保護者が子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者、家庭を支援する活動を行います。
- ・ 市内全ての小学5年生を対象とした「情報モラル講座」や小・中学校からの要請に応じた出前授業を行い、インターネットの裏側に潜む、いじめをはじめとする危険性について指導を行います。

(2) いじめの早期発見

① 学校の教育活動を通じた取り組み

- ・ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童生徒の言動や表情を細かく観察することや児童生徒に対

する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。

- ・ いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階からの確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。
- ・ いじめによるストレスや悩みを抱えている児童生徒は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- ・ いじめられている児童生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気があると同時に、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。

② 市教育委員会の施策による取り組み

- ・ 各小・中学校におけるいじめの現状を把握・分析し、早期発見のための調査等を定期的実施するとともに、学校がいじめの実態把握についての取り組み状況を点検します。
- ・ いじめの早期発見に向けた取り組みが、全校体制で組織的に行われるように、学校がいじめ対策組織の在り方について、指針を示すと同時に、点検・助言を行い、取り組みの充実を促します。
- ・ より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや自治振興会、町内会等、地域関係団体との連携促進を進め、学校評議員会、学校地域健全育成会等を通して、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働するよう働きかけます。

(3) いじめへの対応

① いじめの認知後の対処等

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行

為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童生徒の保護者の理解を得た上で、当該児童生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童生徒を守る措置を講じます。

- ・ いじめられている児童生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊心を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童生徒の登下校の見守り等を行い、当該児童生徒の安全を確保します。
- ・ いじめを行ったとされる児童生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該児童生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
- ・ いじめられている児童生徒といじめを行ったとされる児童生徒それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- ・ 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ 学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。
- ・ 法第23条第2項により、市教育委員会が学校からいじめについての報告を受けた場合は、市教育委員会は当該学校に対して、緊急の相談員の派遣等必要な支援を行うとともに、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じます。

② いじめ解消に向けた取り組み

- ・ いじめられていた児童生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを行っていた児童生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、児童会・生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。

- ・ いじめを見ていた児童生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ・ 児童生徒が、児童会・生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ・ 重大事態が発生した場合は、P10以降を参照にして対処します。

③ インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ 子どもや保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求めます。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めます。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・ 児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。

3 いじめの防止等の対策の学校の取り組み

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ① 各小・中学校は、国の方針、「富山市いじめ防止基本方針」を参考にして、いじめ防止等の取り組みの基本的な方向や取り組みの内容を「学校いじめ防

止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める必要があります。

- ② 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等対策等、いじめ問題の全体に係る内容であり、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たものであることが大切です。
- ③ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや、その他の方法によって、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにしておき、その内容を必ず入学式や各年度当初に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明することが必要です。

(2) いじめの防止等の対策のための学校組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことを明示したものです。

学校組織の役割の例として、

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- ・ 児童生徒に対して、いじめの相談・通報の窓口として、相談の機会を積極的に紹介したり、自分で抱え込むことなく、相談することの大切さを伝えたりする役割。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・ いじめに係る情報があった時に、特定の教職員のみで判断や対応をせず、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有と関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制と対応方針の決定と保護者の連携等の対応を組織的に実施するための中

核としての役割。

- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割。等があります。

なお、各小・中学校においては、生徒指導上の課題に組織的に対応するため、「生徒指導委員会」「いじめ対策委員会」等の組織を従来から設置しており、こうした既存の組織を活用・充実させて、法律に基づく当該組織として機能させることも考えられます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

- 第2号の例示
- 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

- ※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」
(国の方針より)

- ② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告（法第30条第1項）
学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。
- ③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査
- 市教育委員会は、学校から重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。
- ※「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」（国の方針より）
- ④ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織
- 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
 - 市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。
 - 市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととします。
 - 学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。
 - いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もあります。
- ⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって
- 学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
 - 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
 - 調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような

態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。

- ・ 調査の実施は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める必要があります。
- ・ 被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める必要があります。
- ・ 加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する必要があります。
- ・ 市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。
- ・ 法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校がいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要があります。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・ 調査の進捗状況について、被害児童生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・ 調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童生徒とその保護者と確認します。
- ・ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を広告します。また、その際に、児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
- ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・ 加害児童生徒及びその保護者に対して、被害児童生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。
- ・ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
- ・ 学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。

② 調査結果の報告

- ・ 調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。

(※ 教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害児童生徒とその保護者に伝えます。)

5 いじめ防止に関するその他の事項

(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について（法第14条第1項関係）

① 学校教育の関係者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとします。

② 協議内容は、富山市のいじめ問題に対する施策に反映していきます。

(2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について（法第14条第3項関係）

学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、法第1条に規定するいじめ防止等の対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。

(3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について（法第30条第2項関係）

学識経験のある者その他市長が必要と認める者による「富山市いじめ問題再調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議するものとします。

(4) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「富山市いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂することとします。

① 平成26年 3月制定

② 平成27年 3月改定

③ 平成29年10月改定

④ 令和 5年 8月改定

6 いじめが起こったときの組織的対応の流れ

